

物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	東部クリーン センター	東ク-1	入替	東部クリーンセンター	佐世保市大塔町 1036 番地 1	東部クリーンセンター 管理棟玄関前	屋外	1	令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	3 年間	14 人

※勤務職員数は令和 5 年 1 0 月 1 日現在の数字です。

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは 2 m 以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。

なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。なお、設置の際は風等で飛散しないよう固縛等の対策を講じること。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 販売商品は、20種類以上とすること。

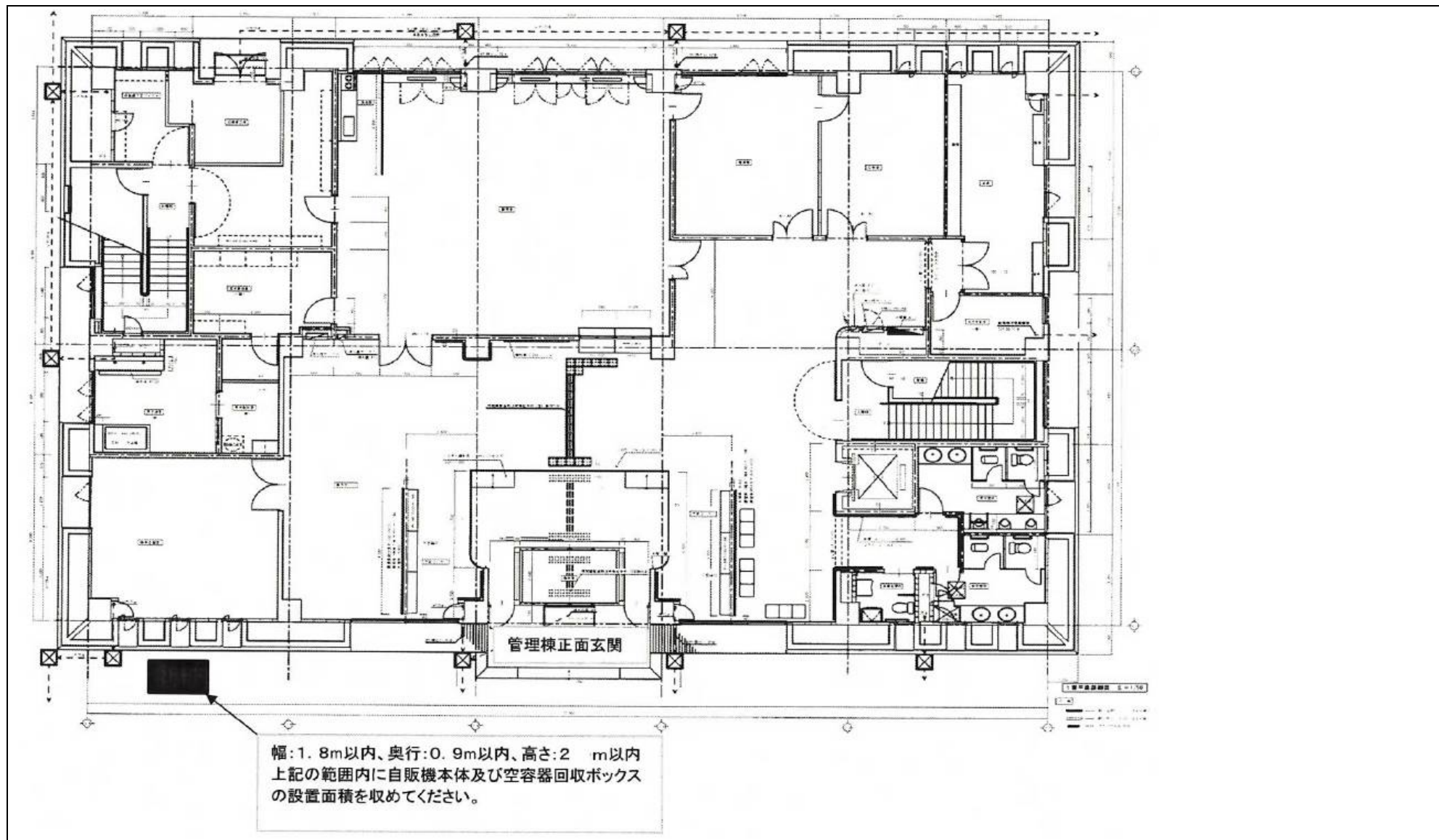
② 各施設に設置する自動販売機については、キャッシュレス決済対応型とすること。

4 問い合わせ先

問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市環境部東部クリーンセンター TEL0956-31-3815（内線 7213-203）
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 TEL0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

東部クリーンセンター自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	クリーンピュア とどろき	クと-1	入替	クリーンピュアとどろき	佐世保市天神町 1631 番地 11	クリーンピュアとどろき トラックスケール横	屋外	1	令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	3 年間	4 人

※勤務職員数は令和 5 年 1 0 月 1 日現在の数字です。

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは 2 m 以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設 置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。

なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S 規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。なお、設置の際は風等で飛散しないよう固縛等の対策を講じること。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。
- ② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）
- ③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

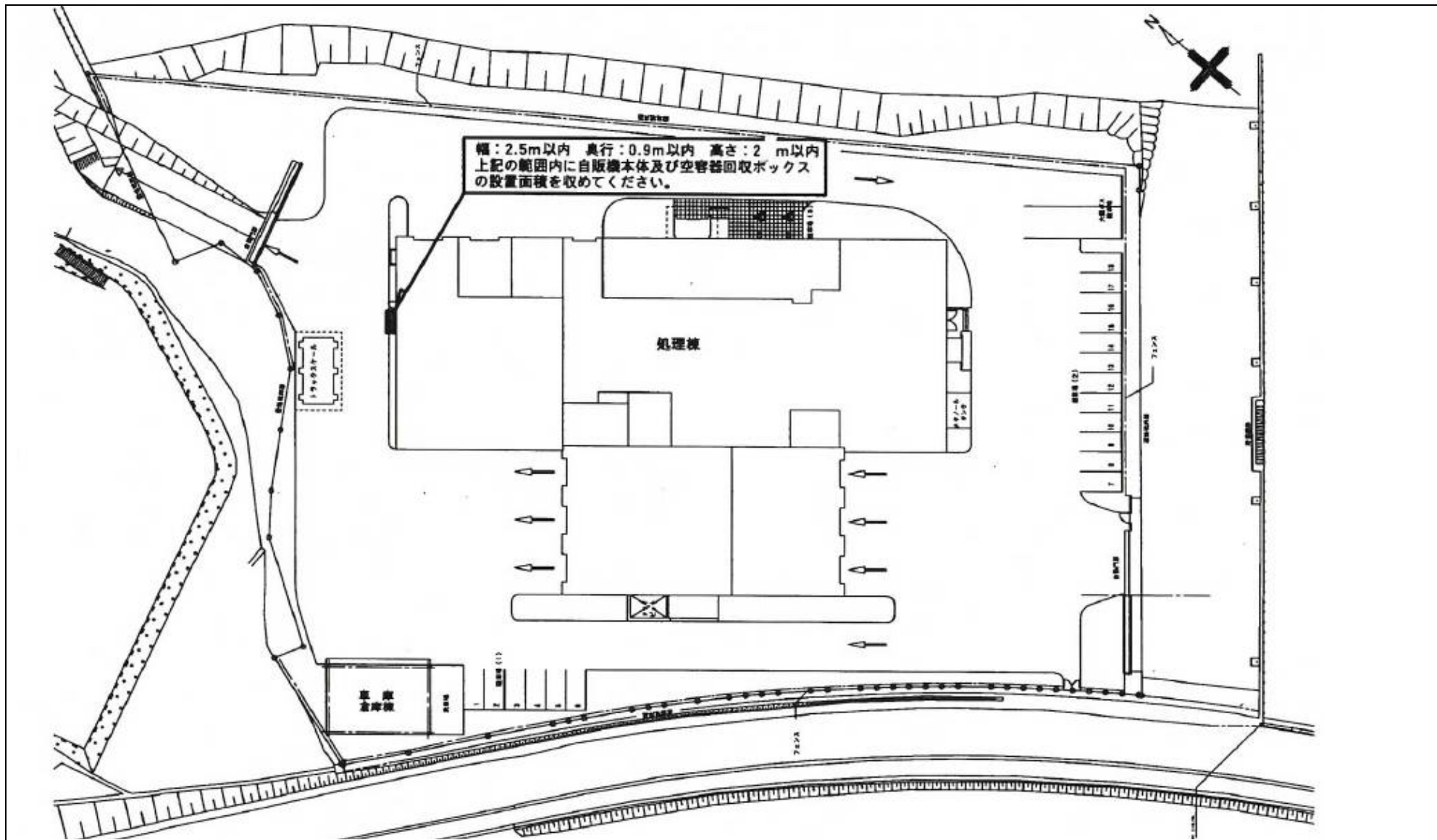
- ① 販売商品は、20種類以上とすること。
- ② 各施設に設置する自動販売機については、キャッシュレス決済対応型とすること。

4 問い合わせ先

問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市環境部クリーンピュアとどろき Tel0956-32-9014（内線 7214-11）
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 Tel0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

クリーンピュアとどろき自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	西部クリーン センター	西ク-1	入替	西部クリーンセンター	佐世保市下本山町 2-1	西部クリーンセンター	屋内	2	令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	3 年間	12 人

※勤務職員数は令和 5 年 1 0 月 1 日現在の数字です。

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは 2 m 以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設 置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

（直に電気を引く場合）

電源の引き込みに関しては、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策を行うこと。

なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S 規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。なお、設置の際は風等で飛散しないよう固縛等の対策を講じること。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。
- ② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）
- ③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

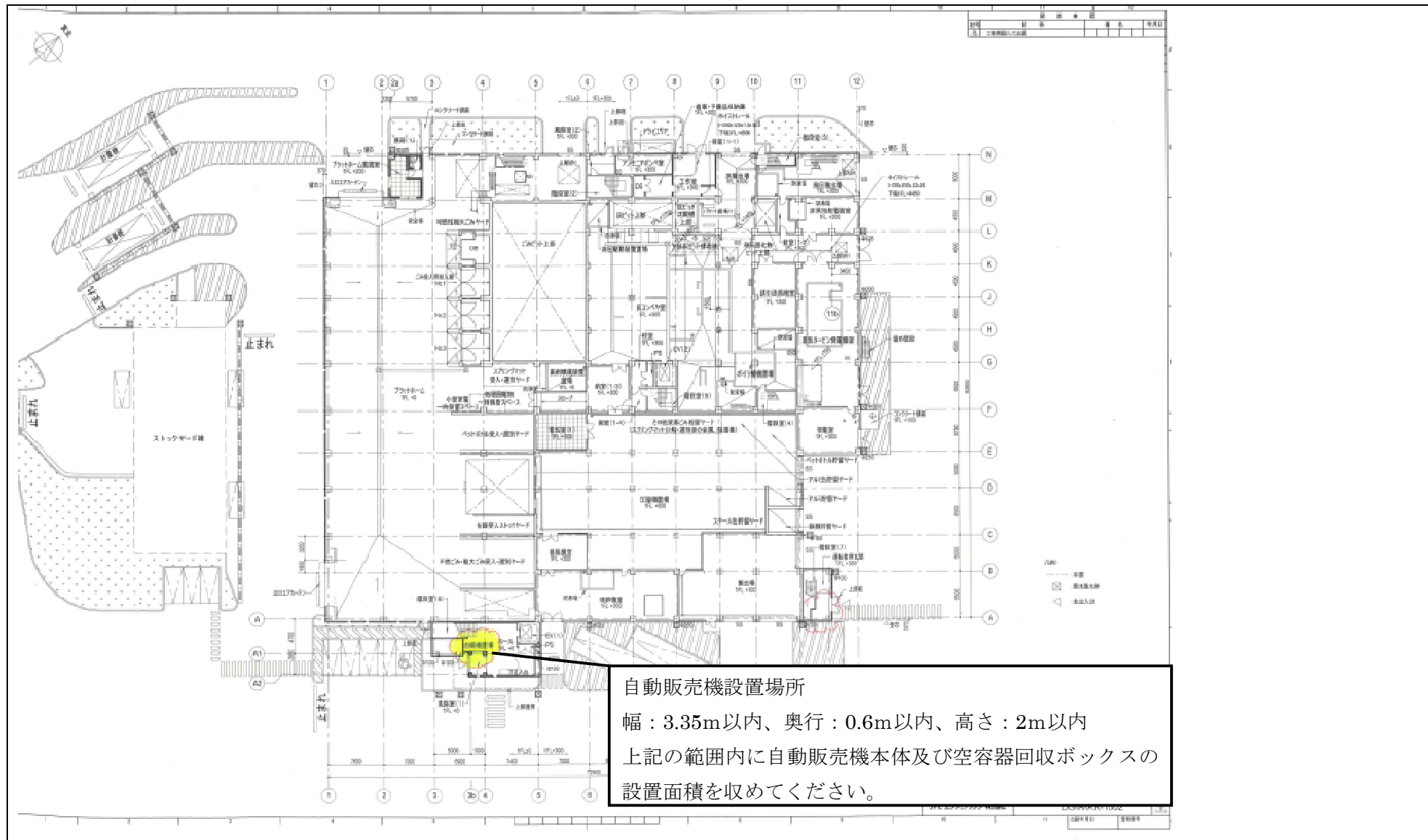
- ① 販売商品は、20種類以上とすること。
- ② 設置する自動販売機2台のうち1台はキャッシュレス決済対応型とすること。
- ③ 設置する自動販売機について、2台は可能な限りそれぞれ異なる商品にすること。

4 問い合わせ先

問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市環境部西部クリーンセンター ☎0956-47-5292（内線 7211-305）
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 ☎0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

西部クリーンセンター自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		年間利用 者数
1	生活衛生課	生衛-2	新設	東部芳世苑	佐世保市下の原町 591 番地	1 階	屋内	2	令和 6 年 2 月 1 日 }	3 年間	9,370
									令和 9 年 1 月 3 1 日		

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは 2 m 以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S 規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

4 問い合わせ先

問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市保健福祉部課生活衛生課西部芳世苑 Tel0956-48-3421)
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 Tel0956-24-1111 (内線 2642)

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

(施設名) 東部芳世苑自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	学校保健課	学保-1	入替	佐世保市学校給食センタ ー	佐世保市卸本町 301 番地 1	1 階	屋内	1	令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	3 年間	90 人
2											
3											

※勤務職員数は令和 5 年 1 0 月 1 日現在の数字です。

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは 2 m 以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設 置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

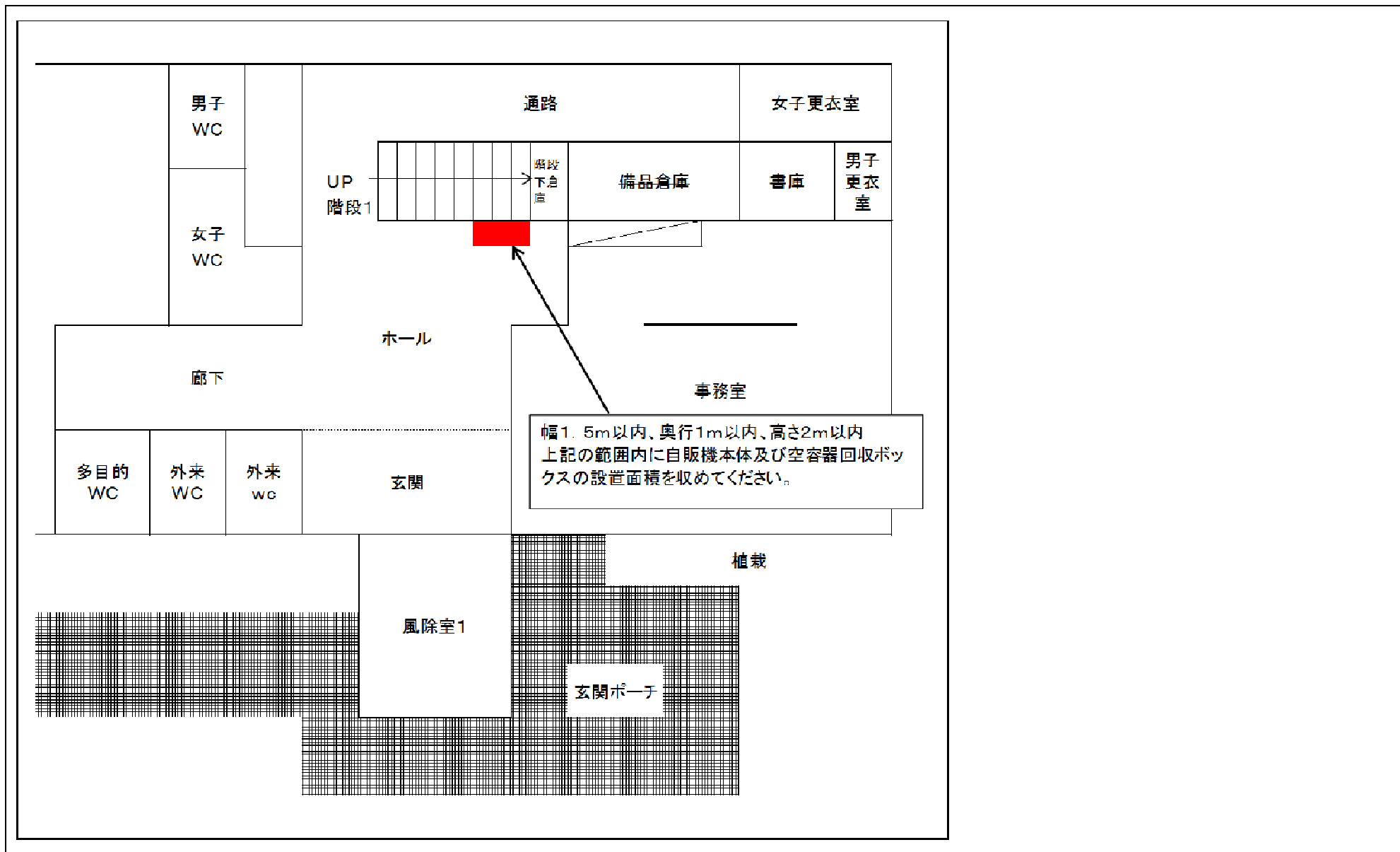
③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合わせ先

問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市学校教育部学校保健課 Tel0956-24-1111（内線 3154）
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 Tel0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

佐世保市学校給食センター 自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		年間来客数 (見込)
									開始日	終了日	
1	みなと振興・ 管理課	港管-3	入替	佐世保港国際ターミナルビル	佐世保市千尽町 1-42	1階	屋内	2	令和6年2月1日 ～ 令和9年1月31日	3年間	11万人
2	みなと振興・ 管理課	港管-3	入替	佐世保市営相浦棧橋待合所	佐世保市相浦町 2754-1	1階	屋内	3	令和6年2月1日 ～ 令和9年1月31日	3年間	6万人

※年間来客数は令和5年10月1日現在の見込み人数です。

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積(空き缶回収箱の面積を含む。)は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。)を設置すること。
なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

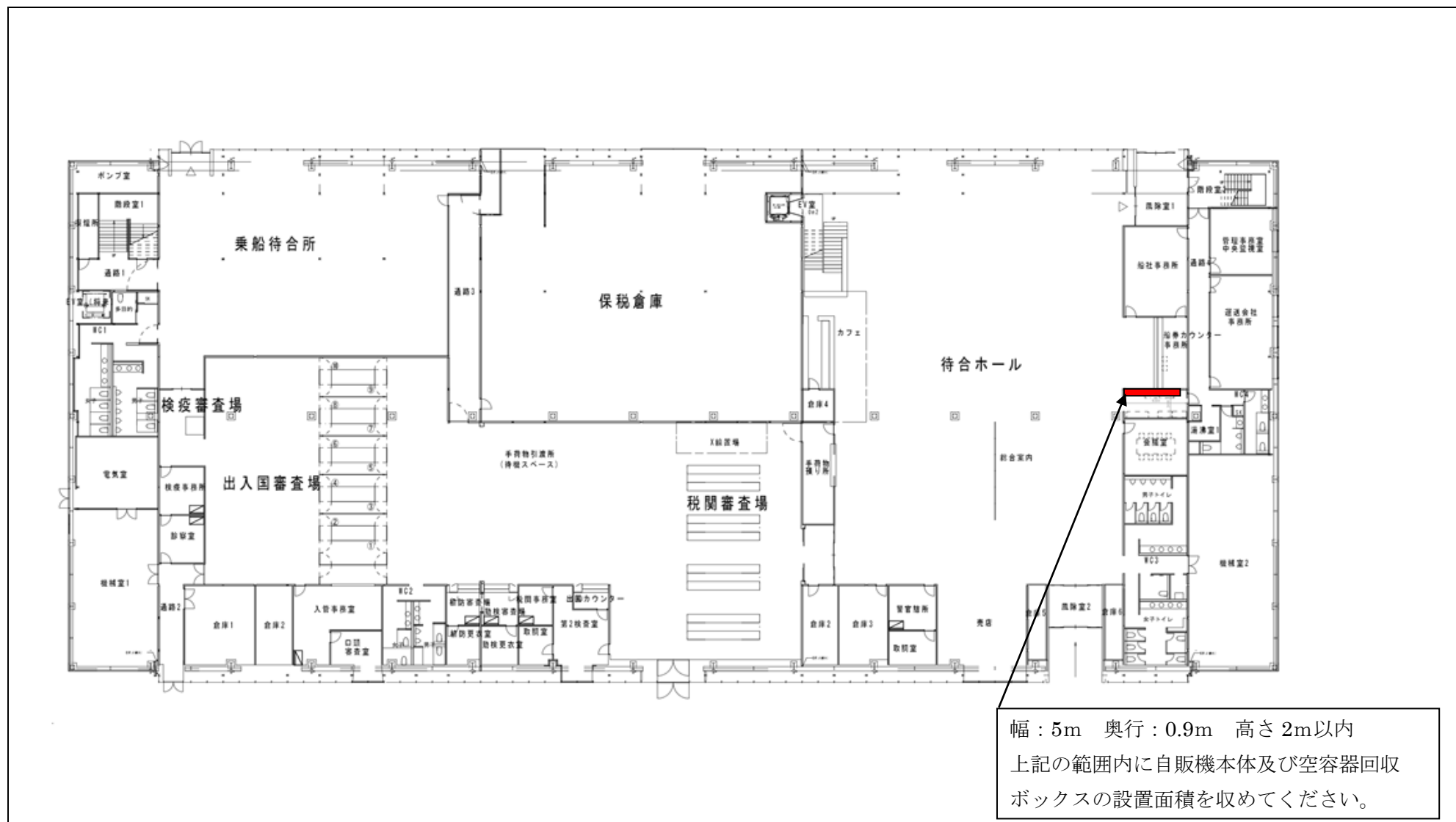
③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合わせ先

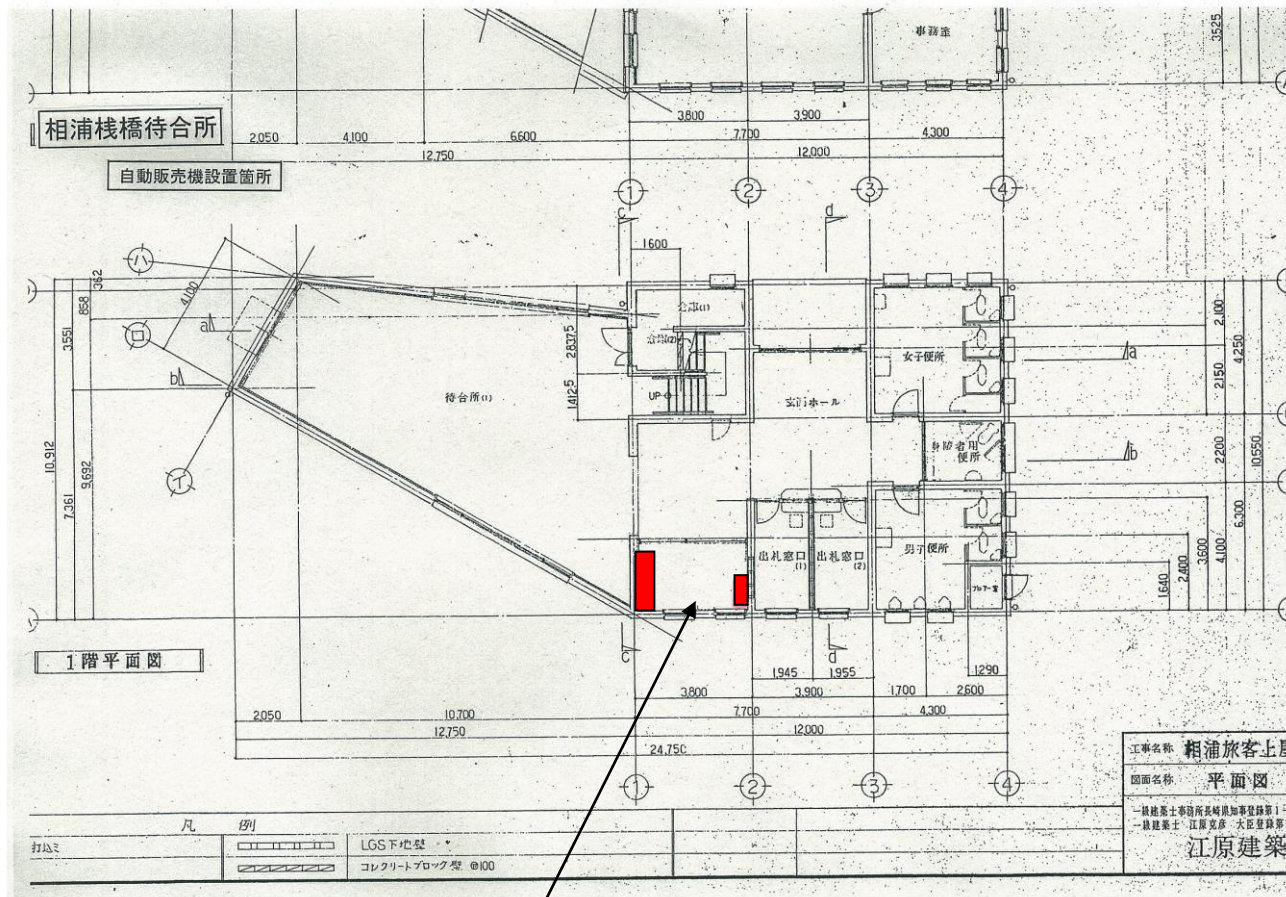
問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市港湾部みなと振興・管理課 Tel0956-22-6129
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 Tel0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

佐世保港国際ターミナルビル1階自動販売機設置場所位置図



佐世保市営相浦棧橋待合所 1階 自動販売機設置場所位置図



幅：3.8m 奥行：2.4m 高さ2m以内
上記の範囲内に自販機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	公園緑地課	公園-3	入替	隠居岳公園	平松町 753 番 2	トイレ横	屋外	1	令和 6 年 2 月 1 日 }	3 年間	—
2	公園緑地課	公園-3	入替	烏帽子岳園地 (風と星の広場)	烏帽子町 288 番	トイレ横	屋外	1	令和 6 年 2 月 1 日 }	3 年間	—

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは 2 m 以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

隠居岳公園については、電源は既設の引込柱を用いて電力会社との直接契約とし、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等の対策

を行うこと。なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

隠居岳公園自動販売機設置場所位置図



烏帽子岳園地（風と星の広場）自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	公園緑地課	公園-4	新設	ポットホール公園	吉井町大渡 223-1	駐車場横トイレ横	屋外	1	令和6年2月1日 }	3年間	—
2	公園緑地課	公園-4	新設	牧の岳公園	吉井町前岳 161 番地 1	ビジターセンター前	屋外	2	令和6年2月1日 }	3年間	—

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。

なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

ポットホール公園については、電源は既設の引込柱を用いて電力会社との直接契約とし、施設利用者の支障にならないように配慮するとともに、漏電等

の対策を行うこと。なお、電源の引き込みを行うに当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

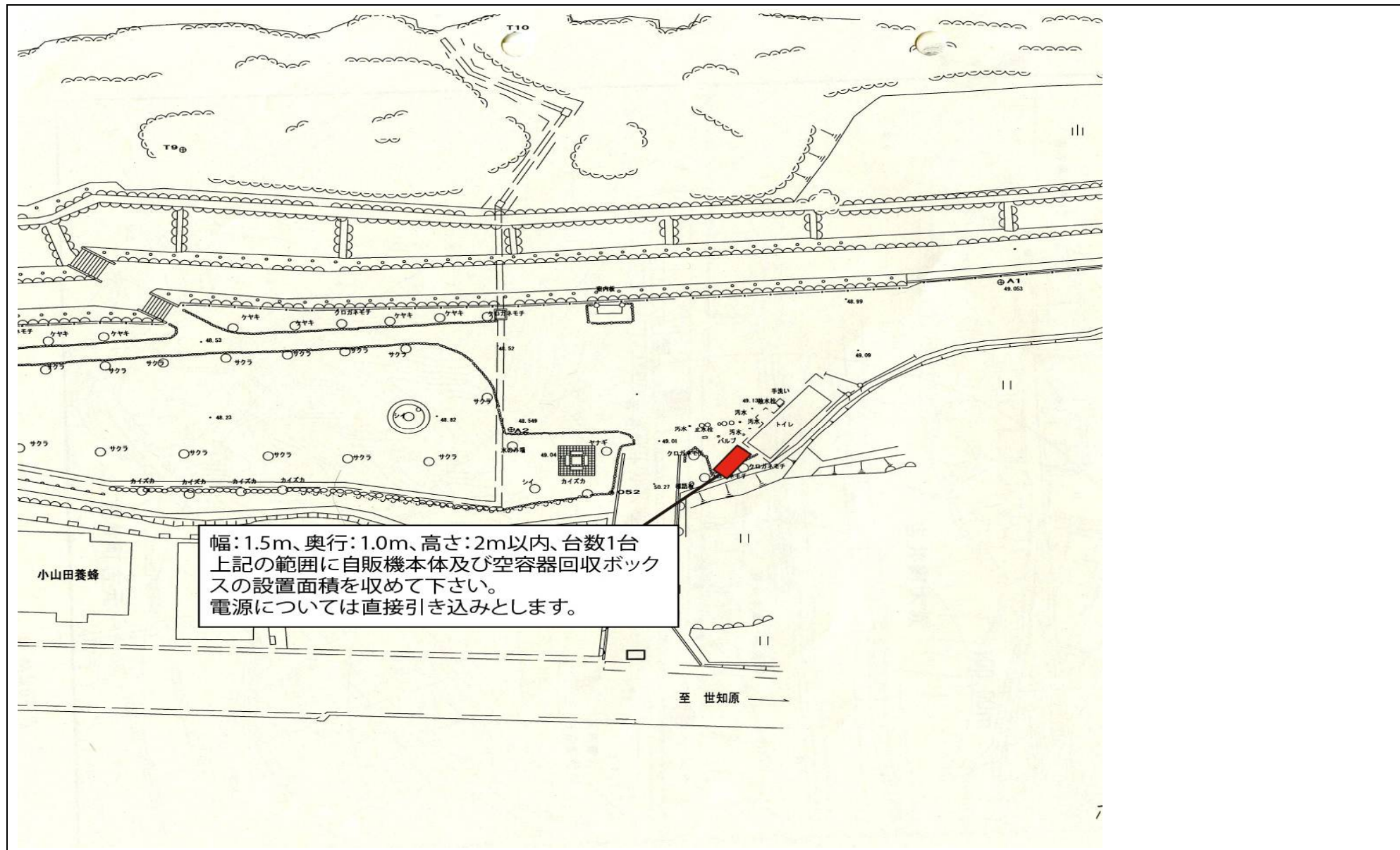
③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合わせ先

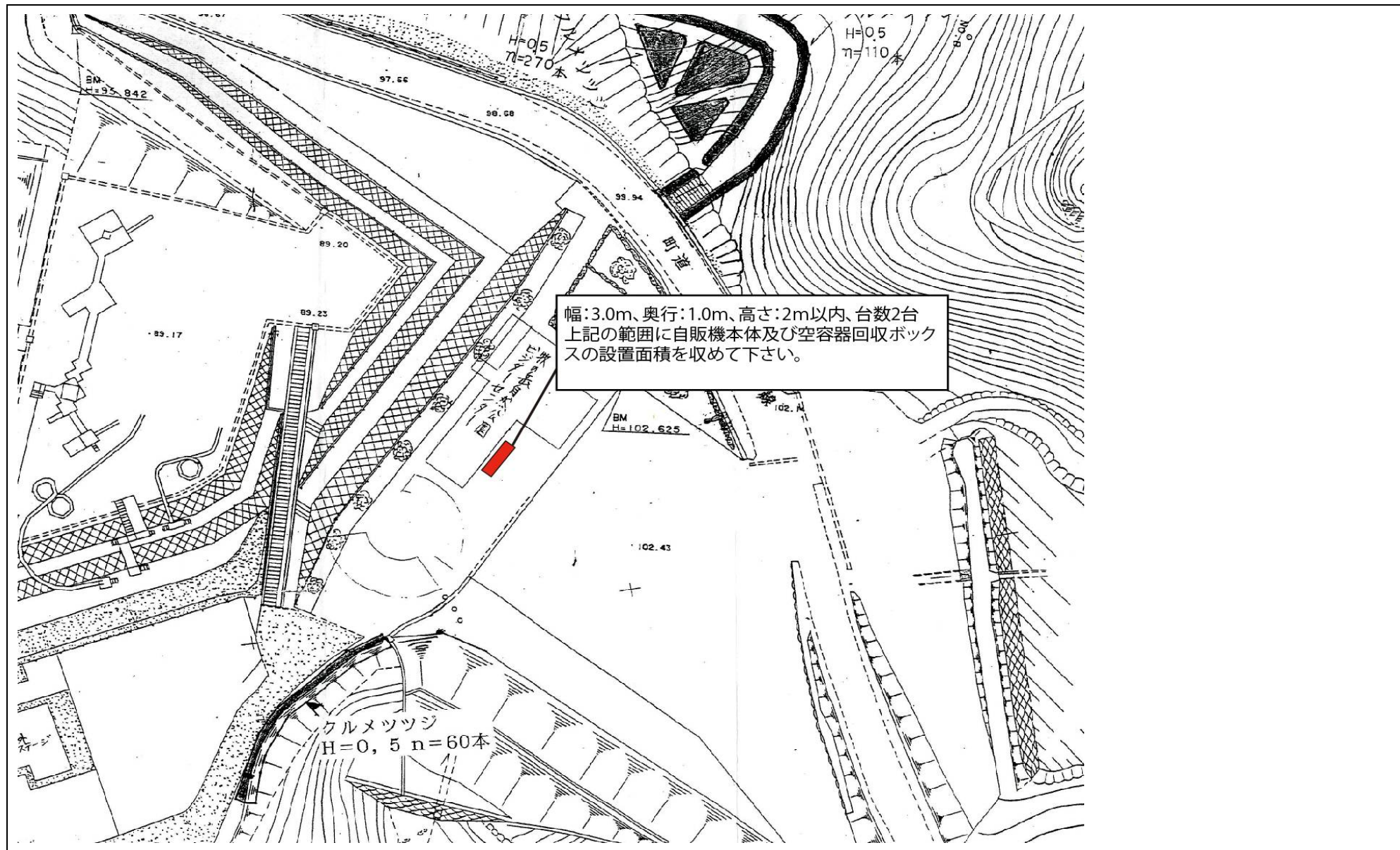
問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市都市整備部公園緑地課 TEL0956-24-1111（内線 2832）
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 TEL0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

ポットホール公園自動販売機設置場所位置図



牧の岳公園自動販売機設置場所位置図



物件仕様書 (清涼飲料水の自動販売機)

1 設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/ 屋外	設置 台数	貸付期間		勤務職 員数
1	公園緑地課	公園-5	新設	冷水岳園地	佐世保市小佐々町矢岳 1618-26	上段駐車場トイレ横	屋外	1	令和6年2月1日 }	3年間	—
2	公園緑地課	公園-5	新設	冷水岳園地	佐世保市小佐々町矢岳 1618-26	遊具広場トイレ前	屋外	1	令和6年2月1日 }	3年間	—
3	公園緑地課	公園-5	新設	神崎鼻公園	佐世保市小佐々町楠泊 354-1	駐車場トイレ横	屋外	1	令和6年2月1日 }	3年間	—
4	公園緑地課	公園-5	新設	大悲観公園	佐世保市小佐々町小坂 34-1	駐車場トイレ横	屋外	1	令和6年2月1日 }	3年間	—

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

- ① 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。
- ② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）
- ③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合わせ先

問い合わせ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関する事	佐世保市都市整備部公園緑地課 TEL0956-24-1111（内線 2832）
この入札制度に関する事	佐世保市財務部資産経営課 TEL0956-24-1111（内線 2642）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

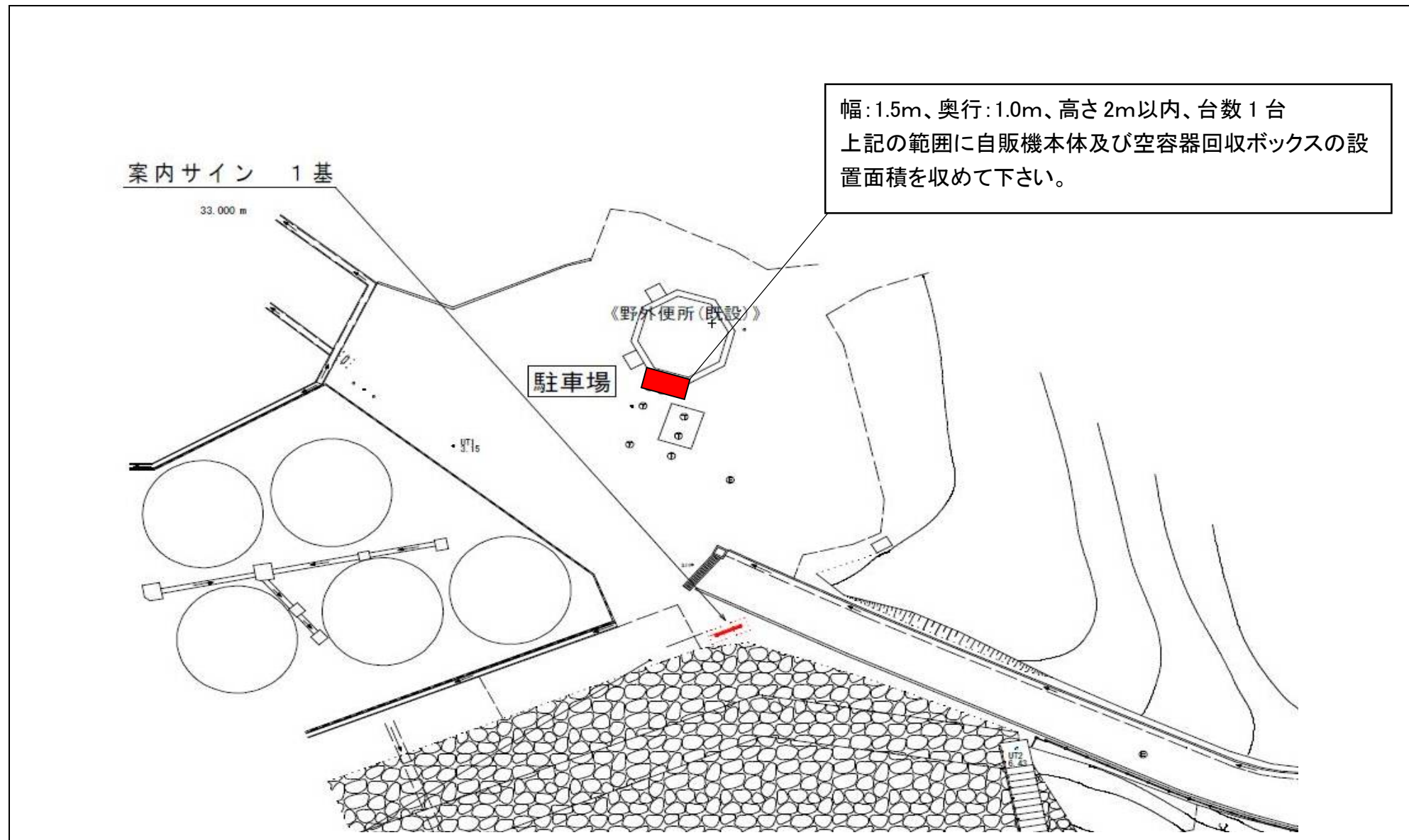
冷水岳園地遊具広場トイレ横自動販売機設置場所位置図



冷水岳園上段駐車場トイレ横自動販売機設置場所位置図



神崎鼻公園駐車場トイレ横自動販売機設置場所位置図



大悲観公園駐車場トイレ横自動販売機設置場所位置図

